

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課
不 利 益 処 分 名	徳島市立青少年交流プラザの入場拒否等
根 拠 法 令	徳島市立青少年交流プラザ条例
根 拠 条 項	第12条
連 絡 先	公益財団法人徳島市体育振興公社(電話 654-5188)
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 徳島市立青少年交流プラザ条例 (入場の拒否等) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、青少年交流プラザへの入場を拒否し、又は青少年交流プラザからの退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 感染性の疾患があると認められる者</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者</p> <p>(4) その他青少年交流プラザの管理上支障があると認められる者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>
	基 準
	参 考 事 項
設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)